

様式第5号(第7条関係)

審 査 結 果 報 告 書

令和6年11月25日

南相馬市議会議長 様

南相馬市議会議員政治倫理審査会
委員長 太田 淳一

令和6年10月3日付けで審査の付託を受けた件について、下記の通り報告します。

記

1. 審査対象議員の氏名

郡 俊彦 議員

2. 審査の結果

南相馬市議会議員政治倫理条例第4条第1号に対し、違反が認められる。

3. 審査会の意見

審査対象議員が令和6年7月7日及び令和6年7月14日に発行した「わだい」並びに令和6年8月4日に発行した「郡俊彦の市政報告」の紙面中、

- (1) 南相馬市議会議会運営委員会で認定し、議長が発言取消しを命じた不穏当発言を掲載したことは、地方自治法第129条に定める議長の議場の秩序維持権を軽視するとともに、南相馬市議会が定めた南相馬市議会会議規則第89条の会議録には議長が取消しを命じた発言は掲載しないという規定の意義を無視する行為であり、南相馬市議会議員として著しく品位と名誉を損なう行為と言わざるを得ない。
- (2) 令和6年7月1日の南相馬市議会本会議において、自らの出席停止1日間の懲罰が全会一致で議決され、議長の命令で退席したにも関わらず、「抗議します」という言辞を用いて掲載したことは、自らが所属する南相馬市議会の意思決定である議決に対する批判を公然と行ったもので、南相馬市議会の権威を貶める行為であり、南相馬市議会議員として著しく品位と名誉を損なう行為と言わざるを得ない。

附 帯 意 見

南相馬市議会議員政治倫理審査会は、郡俊彦議員に係る審査結果報告書を議長へ提出するにあたり、次のとおり意見を付する。

1 必要と認める措置について

南相馬市議会議員政治倫理条例では審査対象議員に対する措置を次のように規定している。

第12条 審査対象議員は、前条の報告書において自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。

2 議長は、審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

しかしながら、議長において、審査対象議員が措置を自ら講じないときを待たずに、同様の事案が繰り返されることのないよう、審査対象議員に対し指導及び注意喚起を求める。

2 南相馬市議会議員政治倫理条例の改正について

南相馬市議会議員政治倫理審査会で政治倫理基準に違反すると認められた場合の必要な措置について、条例に具体的な措置の規定がされていない。

今後条例に違反すると認められた事案に対し、公平かつ適正な運用を図るためには、当該条例に具体的な措置を定めておく必要がある。

3 会派等発行物等への政務活動費の支出について

南相馬市議会議員政治倫理審査会で政治倫理基準に違反すると認められた会派等発行物等について、政務活動費から支出する場合の取り扱いを定めておく必要がある。

南相馬市議会議員政治倫理審査会における審査の経過

1 審査会の設置

南相馬市議会議員政治倫理条例第5条第1項第2号の規定に基づき、審査請求代表者田中一正議員他4名の議員より南相馬市議会議員政治倫理審査請求書の提出があり、同条例第6条の規定により、議長は、令和6年10月3日に審査会を設置し、次の9名の議員を審査会の委員に任命した。

大岩常男議員、田中京子議員、太田淳一議員、中川庄一議員、鈴木昌一議員、今村裕議員、小川尚一議員、渡部寛一議員、志賀稔宗議員

2 審査の目的

去る令和6年7月に新聞折込された「わだい」及び同8月に新聞折込された「郡俊彦の市政報告」の掲載内容について、

(政治倫理基準)

- ・南相馬市議会議員政治倫理条例第4条（1）

市民全体の代表者として著しく品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正等の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

に違反するかどうか審査をした。

3 審査の経過

【第1回審査会】

令和6年10月3日（木）、全委員出席のもと第1回審査会を開催し、南相馬市議会議員政治倫理条例第7条第4項の規定により、審査会の委員長に太田淳一委員、副委員長に田中京子委員が互選された。

その後、審査付託、今後の審査会日程について協議した。

【第2回審査会】

令和6年10月7日（月）、第2回審査会を開催し、南相馬市議会議員政治倫理条例第9条の規定により、審査請求者から意見聴取を行った。当初、請求者5名から意見聴取を行う予定であったが、表信司議員が体調不良により欠席したため、4名から意見聴取を行った。また、委員との質疑応答を行った。

【第3回審査会】

令和6年10月16日（水）、第3回審査会を開催し、南相馬市議会議員政治倫理条例第9条の規定により、審査対象者である郡俊彦議員から意見聴取を行った。また、委員との質疑応答を行った。

太田委員長が体調不良で欠席のため、田中副委員長が委員長の職務を代理した。

【第4回審査会】

令和6年10月24日（木）、第4回審査会を開催し、南相馬市議会議員政治倫理審査請求書に対する、各委員の意見を聞き、審査会としての意見をとりまとめた。

【第5回審査会】

令和6年11月11日（月）、第5回審査会を開催し、南相馬市議会議員政治倫理審査結果報告書（案）及び附帯意見（案）について、各委員の意見を聞き、審査会としての意見をとりまとめ、南相馬市議会議員政治倫理審査結果報告書として議長へ提出することとなった。